

平成 26 年 4 月 27 日

武雄市教育委員会 御中

異議申立人

### 異議申立書

行政不服審査法に基づき、次の通り、異議申立をする。

1 異議申立人の住所、氏名、年齢

2 異議申立てに係る処分

平成 26 年 4 月 21 日付 武市教文生第 17 号による開示決定等期間延長

3 異議申立てに係る処分を知った年月日

平成 26 年 4 月 25 日

4 異議申立の趣旨

「2 に記載の処分を取り消し、速やかな開示決定を実施する。」との決定を求める。

5 異議申立の理由

「図書館歴史資料館管理業務仕様書 7. (1)」の規程によると指定管理者は平成 26 年 3 月 31 日までに平成 26 年度の事業計画を提出しているはずであり、既に受領済みの事業計画の開示にあたって指定管理者との調整は不要なはずであるため。

6 処分庁の教示の有無および内容

なし

以上